

1. 判定制度の概要

(1) 判定とは

特許庁が、請求に応じて、

- ① 特許発明や登録実用新案の技術的範囲
- ② 登録意匠やこれに類似する意匠の範囲
- ③ 商標権の効力の範囲

について、中立・公平な立場から判断を示します。

こんなときに使うことができます

<権利者の視点>

他人の商品等が、自分の特許発明の技術的範囲に含まれる（自分の権利を侵害する可能性がある）ものであるかどうかを知りたい。

<実施者の視点>

計画中又は実施中の商品等が、他人の特許発明の技術的範囲に含まれる（他人の権利を侵害する可能性がある）ものであるかどうかを知りたい。

判定制度の特徴

- ◇ 中立・公平な立場での判断
- ◇ すばやい結論（最短で3ヶ月）
- ◇ 安価な費用（特許庁への判定請求料は1件4万円）
- ◇ 簡単な手続（審判手続と同じ）
- ◇ 行政サービスの一種であり、法的拘束力なし